

# 高県警察本部捜査費出納簿非開示処分取消請求事件

「平成22年（行コ）第3号」

2011/02/16

## 平成23年2月4日控訴審判決に対する上告について

市民オンブズマン高知

原告 田所 辨 蒔  
高橋 正 雄

各報道機関 様

上記判決について上告する方針を決めましたのでお知らせします。

なお、上告期限は2月18日ですので上告状、上告申立書は期限内に提出します。提出後に改めて提出日をお知らせします。

上告に関しては、清水 勉（東京弁護士会所属）さんを代理人とします。

### 記

上告にあたっての私たちの立場

1. 県警本部の捜査費裏金化の疑惑は解消していない。  
県警は、訴訟の各段階でも内部告発（一覧表）を否定できておらず内部調査や警察庁監査は問題点を解明できていない。
2. 本上告は、勇気をふるって告発した現場職員の期待にこたえ告発をムダにせず今後も徹底的に追求する。

県警の密室性を打破し透明な警察行政の実現には自浄力が期待出来ない  
ので改革を熱望する職員の期待を満たすには裁判だけでなく県民や報道  
機関が関心を持ち続け監視の姿勢を緩めないことである。

県警職員に改めて内部情報通報を願うと共に県民からの情報も求める。

3. 争点として（清水弁護士の意見は上告理由書で明らかにされます）  
ア、前回高裁判決から後退（官職、日付等を部分開示対象から外した）  
した根拠あいまいな判断が露骨である。  
イ、原審の開示対象を全課としたのに3課だけを対象とした判断は誤っ  
ている。

特別監査は、本部全課を対象にした調査の結果不正経理を指摘し  
た。

捜査費と謝礼金の件数、金額とも激減している。これは全ての課  
に共通しており、不要な捜査費の支出があったのは間違いがない。  
むしろ3課以外は0件、0円となった。（平成12年度→16年度）

ウ、出納簿は架空支出の疑惑の有る無しに関わらず公費支出の説明責任として全部開示が必要である。

また、公益性の判断の軽重だけからの判断でなく条例の精神、目的との比較考量が必要。条例は憲法の地方自治の本旨の規定から県民の知る権利を規定している。

エ、個人情報に関して

警部以上を非開示とする根拠は全くない。警部補以下は2号情報  
警部以上は4号情報とすることが許されるか？

捜査旅費文書、捜査費伝票では警部の氏名、官職の全て、支出日、事件名等は開示されている。判決が性質の異なる文書だから判断が違って許されるとしたのは個人情報保護の運用を同じ実施機関で異なる事は不合理である。

オ、捜査諸雑費の課内での職員間の受け渡し蘭の記載まで非開示を容認するのは明らかな誤りである。出納簿の記録から協力者が特定される、捜査に支障が生じるなどあり得ない。

カ、公安委員会が公文書開示審査会答申を拒絶した裁決に関しても、手続き的には従う義務がなくても答申内容と非開示処分の内容の検討が全くなされていない。条例の理解が欠落している。

キ、少なくとも審査会答申プラス日付けの開示を目指したい。

その他・・・

以上